

恵那市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
恵那駅前バス停1番のりば	岐阜県恵那市大井町296-2	恵那市が運行する自動運転バスに限る	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和6年10月23日すべての関係者により合意が完了した。